

NEWS RELEASE

国土交通省 近畿運輸局



国土交通省

【問い合わせ先】

- ・近畿運輸局 自動車監査指導部
(亀井、加藤)
(電話) 06-6949-6449
- ・神戸運輸監理部 兵庫陸運部 監査部門
(岡村、日高)
(電話) 078-453-1105

令和8年7月17日

本四海峡バス株式会社に車両停止命令

この度、下記の路線バス事業者に対して、神戸運輸監理部兵庫陸運部が立入監査を行ったところ、法令違反が確認されたことにより、令和8年7月17日付けで行政処分を行いましたので、お知らせします。

記

1. 事業者名及び営業所名

事業者名：本四海峡バス株式会社（法人番号：4140001010831）
営業所名：淡路営業所（兵庫県淡路市生穂新島8番22）

2. 立入監査の実施日

令和8年1月29日

3. 監査の端緒

令和8年1月22日、高速乗合バスが高速舞子から淡路営業所への回送中に、兵庫県淡路市楠本99付近において、左側の縁石に乗り上げ、その弾みで対向車線の歩道に乗り上げて民家に衝突し、健康起因が疑われる事故を惹起したことを端緒として、立入監査を実施。

4. 行政処分（不利益処分）について

(1) 処 分 内 容：道路運送法第40条に基づく輸送施設の使用停止処分
延べ20日間の事業用自動車使用停止処分
【2両×10日間】

(2) 行政処分の対象となった法令違反の内容

- ①運転者に対する指導監督義務違反【大部分不適切（初違反）】
(道路運送法第27条第3項) (旅客自動車運送事業運輸規則第38条第1項)
- ②運行管理者の指導監督義務違反【指導監督不適切（初違反）】
(道路運送法第27条第3項) (旅客自動車運送事業運輸規則第48条の3)

配布先
青灯クラブ
兵庫県政記者クラブ
陸運記者会(ハイタク部会)